

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案
規制の名称	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等
規制の区分	新設、 <u>改正</u> (拡充、緩和)、廃止
担当部局	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
評価実施時期	令和2年8月
規制の目的、内容及び必要性	<p><u>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</u> 大量破壊兵器等1の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等2に関連する貨物及び技術については、約40カ国が参加する国際輸出管理レジーム3において、毎年各国が協議して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象とする貨物及び技術の内容を合意している。 昨年国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を規制対象外とすることが合意され、我が国も合意国として規制対象外となった貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを行う必要がある。仮に規制対象外となった合意内容を措置しない場合、企業等に過剰な規制を行うこととなり、我が国経済の健全な発展の妨げとなる。 なお、昨年の国際輸出管理レジームにおける合意は、いずれも規制の対象外とする合意であることから輸出事業者等に対して大きな影響はない。</p> <p><u>【規制対象から削除することが合意された貨物の例】</u> 冷媒用¹に使用することができる液体等(現行規制が冷媒用に使用できるものと読める事から、冷媒用の用途のものだけでなく、結果として冷媒用のものに使用できる可能性があるものは全て規制対象となっている)について冷媒用に使用可能であるという設計意図を持った貨物のみを規制するという趣旨から政令において「冷媒用の液体」という規定とするもの(設計の仕様については省令で規定)。</p> <p>1大量破壊兵器等:核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。 2開発等:開発、設計、製造、使用。 3国際輸出管理レジーム: NSG(核関連)、AG(生物・化学兵器関連)、MTCR(ミサイル関連)、WA(通常兵器関連)。</p> <p><u>③課題、課題発生原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</u> 我が国は武器や民生利用を目的に開発されたものであつても、軍事利用可能な貨物、技術の懸念国・組織への移転を防止するための国際合意に参加し、外為法により担保している。こうした国際的な安全保障貿易管理を維持、強化する必要性は益々高まっており、上記国際合意では管理対象の貨物や技術の見直しを毎年実施している。 仮に、一部の参加国の規制内容に漏れがあつた場合、当該参加国が迂回拠点として利用されたため、国際合意の内容を外為法に反映するための改正が必要である。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p><u>④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</u></p>
(遵守費用)	<p>今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術のうち、国内法(政令)に規定される新たに規制対象となる貨物及び技術は存在しないため、今回の改正においては、追加的な遵守費用は生じない。</p>
(行政費用)	<p>外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たな規制内容について、説明会等を通じた企業等への周知等が必要となるが、これまでの業務の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。</p> <p>経済産業省本省職員による説明会を開催(3回程度)しており、説明会業務に1人で約90分を要すると仮定すると、時給(約2,600円(※))×1人×90分/60分×3回=約11,700円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。</p> <p>※ 約2,600円=(地方交付税関係参考資料(平成31年度)の2職員給与費単価(一般職員分)の道府県分の職員Bの単価)5,376,980円÷(8時間×5日×52週)</p> <p><u>⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</u> 規制対象外とすることが合意された貨物及び技術については、技術革新等により国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることがないとして合意されたものであり、これにより悪影響等は発生せず、モニタリング等も不要なことから、行政費用は発生しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p><u>⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</u> 今回、規制対象外とすることが合意された貨物及び技術については、技術革新等により国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることがないとして合意されたものであり、副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。</p>
その他の関連事項	<p><u>⑦評価の活用状況等の明記</u> 事前評価の各要素(定量的な遵守費用や効果等)を検討会等で活用した実績はない。</p>
事後評価の実施時期等	<p><u>⑧事後評価の実施時期の明記</u> 国際輸出管理レジームにおいて、国際協調的な輸出管理の規制対象となる貨物及び技術の見直しにかかる検討は毎年実施されている。これに合わせ、我が国でもおおよそ1年に1回の頻度で関係法令の見直しが必要となっているため、施行後1年後を目処に事後評価を実施する。</p> <p><u>⑨事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</u> 国際輸出管理レジームの会合等において、最新の技術動向を把握しつつ、毎年検討されている規制対象となる貨物及び技術の見直しに係る合意形成の過程で国内の事業者に見聞を聞く際、今回の改正によって、国際的な不整合が生じていないかについて、レビューを行うこととする。</p>
備考	<p>簡素化した規制の事前評価の該当件 iii 国際条約批准に伴う規制であつて裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であつて、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p>